

定住自立圏の形成に関する協定書

刈谷市（以下「甲」という。）及び高浜市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担して生活の安心感及び利便性の向上に資する都市機能及び生活機能の充実を図り、圏域全体のつながりを強め、郷土への魅力及び誇りを創出し、豊かに暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、別表に掲げる分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての連携及び協力並びに費用負担）

第3条 前条の取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の事務執行に当たり必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、その都度甲及び乙が協議して負担割合を定めるものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日までとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、第4条に規定する期間満了前にこの協定を廃止しようとする

る場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を相手方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、通告があった日から起算して2年を経過する日より前に協定期間が満了する場合は、当該期間満了日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月30日

甲 刈谷市東陽町一丁目1番地
刈谷市
刈谷市長 竹中良則

乙 高浜市青木町四丁目1番地2
高浜市
高浜市長 吉岡初浩

別表（第2条関係）

分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割	
生活機能の強化に関する分野	医療健康	病診連携の推進	中核医療機関と圏域内の診療所等との連携を強化することにより、医療環境等の充実を図る。	甲は、病診連携等の取組に対し、必要な支援を行う。	乙は、甲と連携して、病診連携等の取組に対し、必要な支援を行う。
	教育	特別支援学校の誘致	圏域内に特別支援学校を誘致し、障害がある児童生徒の教育環境の充実を図る。	甲は、乙と連携して、愛知県へ施設整備、教員配置等を要望するとともに、既存施設の活用も踏まえた検討を行う。	乙は、甲と連携して、愛知県へ施設整備、教員配置等を要望する。
	その他	公共施設の相互利用	公共施設の相互利用及び連携を進め、圏域住民の利便性の向上を図る。	甲は、乙と連携して、相互の公共施設の利用促進を図る。	乙は、甲と連携して、相互の公共施設の利用促進を図る。
結びつきやネットワークの強化に関する分野	公共交通	行政バスの広域利用の促進	公共交通機関も含め行政バスの乗換拠点等を整備し、圏域内の移動しやすい路線網を構築することにより、利用者の利便性の向上を図る。	甲は、主要な施設等への乗り入れ又は結節拠点の検討を行う。	乙は、甲と連携して、主要な施設等への乗り入れ又は結節拠点の検討を行う。
	観光	広域観光事業の推進	甲、乙、観光協会等が連携し、観光関連事業を実施し、圏域の観光振興を図る。	甲は、乙と連携して、圏域の観光振興に必要な事業を実施する。	乙は、甲と連携して、圏域の観光振興に必要な事業を実施する。
		観光・地域情報の発信	圏域の主要拠点において、圏域の観光案内及び地元物産品等のPRを行う。	甲は、観光情報等の発信拠点の整備を行い、圏域の観光情報の提供及び特産品、土産品の販売等を検討する。	乙は、甲と連携して、圏域の観光情報の提供及び特産品、土産品の販売等を検討する。
その他	幹線道路の整備促進	圏域の幹線道路の整備に関する協議を行い、圏域生活の利便性及び防災機能の向上を図る。	甲は、圏域の幹線道路に関し、必要な協議及び関係機関への要望に努め、道路整備の促進を図る。	乙は、甲と連携して、必要な協議及び関係機関への要望に努め、道路整備の促進を図る。	

圏域マネジメント能力の強化に関する分野	共存協働	ボランティア活動等の支援体制の構築	情報の一元化、団体交流会等を通し、ボランティア活動等の活性化を図る。	甲は、市民ボランティア活動情報サイトを構築し、情報の一元化等の支援策を検討する。	乙は、甲と連携して、情報の一元化等の支援策を検討する。
	その他	職員合同研修会の開催	地方自治などの課題に対する合同研修会を開催し、圏域のマネジメント能力を有する人材の育成を図る。	甲は、乙と協議の上、職員合同研修会を開催する。	乙は、職員合同研修会の開催に協力する。